

通達甲警第10号

令和5年3月15日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察被害者支援推進委員会設置要綱の改正について

茨城県警察被害者支援推進委員会の運営については、茨城県警察被害者支援推進委員会設置要綱（平成29年4月24日付け通達甲警第36号別添）により実施してきたところであるが、この度の組織改編に伴い、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（平成29年4月24日付け通達甲警第36号）は、廃止する。

記

主な改正点

生活安全部の専門部会長の「人身安全対策課長」を「人身安全少年課長」に、専門部会員の「人身安全対策課課長補佐（人身安全対策）」を「人身安全少年課課長補佐（企画・指導）」に改めた。

別添

茨城県警察被害者支援推進委員会設置要綱

1 設置

警察本部に、茨城県警察被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、被害者支援の実施に関し全庁的な取組の方針及び施策を決定し、その推進を図ることを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 警務部警務課長

委員 警務部会計課長、生活安全部生活安全総務課長、地域部地域課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長及び警備部公安課長

4 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 幹事会

- (1) 委員会に幹事会を置き、委員会に付議する事案について事前に調査及び検討を行う。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。
- (3) 幹事会の運営については、4の委員会の運営に関する規定を準用する。

6 専門部会

- (1) 各部に専門部会を置く。
- (2) 専門部会は、委員長の命により、又は自ら、所管する事務に係る被害者支援の施策について専門的に審議する。
- (3) 専門部会は、専門部会長、副専門部会長及び専門部会員をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- (4) 専門部会の運営については、4の委員会の運営に関する規定を準用する。

7 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課において処理し、各専門部会の庶務は、専門部会長が属する所属において処理する。

別表第1（幹事会）

幹事長	警務部警務課長	
副幹事長	警務部警務課犯罪被害者支援室長	
幹事	警務部	警務課総括理事官
	生活安全部	生活安全総務課総括理事官
	地域部	地域課総括理事官
	刑事部	刑事総務課総括理事官
	交通部	交通総務課総括理事官
	警備部	公安課総括理事官

別表第2（専門部会）

部	専門部会長	副専門部会長	専門部会員
警務部	警務課長	警務課 総括理事官	警務課課長補佐（犯罪被害者支援） 会計課課長補佐（予算） 教養課課長補佐（教養） 県民安心センターセンター長補佐（広報企画）
生活安全部	人身安全 少年課長	生活安全総務課 総括理事官	人身安全少年課課長補佐（企画・指導） 生活環境課課長補佐（生活経済）
地域部	地域課長	地域課 総括理事官	地域課課長補佐（企画）
刑事部	刑事総務課長	刑事総務課 総括理事官	刑事総務課課長補佐（指導第一） 捜査第一課課長補佐（事件指導） 捜査第二課課長補佐（指導） 捜査第三課課長補佐（盗犯指導） 組織犯罪対策課課長補佐（暴力団対策） 鑑識課課長補佐（指導）
交通部	交通指導課長	交通総務課 総括理事官	交通総務課課長補佐（企画） 交通指導課課長補佐（企画指導）
警備部	公安課長	公安課 総括理事官	公安課課長補佐（事件） 警備課課長補佐（災害警備） 外事課課長補佐（国際テロリズム対策）